

運転免許証の更新を受けようとする者，特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施要綱の制定について（概要）

（平成29年3月8日 鹿免管第433号）

本通達は，運転免許証の更新を受ける者，特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の事務処理要領を定めたものである。

本通達の主な内容は，

- 目的
- 講習の委託等
- 講習区分，受講手続

等である。